

# 令和7年度 群馬県地域防災計画の主な修正事項

総務部危機管理課

(凡例) 【風】P.〇〇：風水害対策・雪害対策編等の該当ページを記載  
【震】P.〇〇：震災対策編の該当ページを記載

国の防災基本計画の修正（令和7年7月）等を踏まえ、主に以下の事項について修正する。

## I 国の防災基本計画修正（令和7年7月）を踏まえた修正

防災基本計画が修正されたことから、次のとおり修正を行う。

### ① 関連する法令の改正を踏まえた修正

#### ○ 国による災害対策の強化＜災害対策基本法等の改正＞

- ・市町村から国に対する応急措置実施の要請

##### 【背景】

令和7年7月1日施行の災害対策基本法等の改正により、市町村長から都道府県知事に対して指定行政機関の長等に対する要請を求めることができること、また、市町村長が都道府県知事に要求できない場合には、指定行政機関の長等に対して、当該要求ができないこと、及び市町村の区域における災害の状況について通知できることが規定された。

＜新規＞ ※【風】P.168、【震】P.156

#### (4) 指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する要請

市町村は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県(危機管理課)に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求める。なお、県(危機管理課)への要請の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知する。

#### ○ 被災者支援の充実＜災害対策基本法等の改正＞

- ・在宅・車中泊避難者へのDWA T派遣による福祉サービスの提供

##### 【背景】

令和7年7月1日施行の災害対策基本法等の改正により、避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮として、新たに福祉サービス（DWA Tによる在宅・車中泊避難者を含む要配慮者への福祉的支援等）の提供を講ずることが規定された。

<修正> ※【風】P.249、【震】P.242

#### 4 ぐんまDWA T

(1) ぐんまDWA Tは、要配慮者等福祉支援が必要な者の避難所等における福祉の向上及び災害二次被害の防止を目的として、次の活動を行うものとする。

なお、在宅避難者や車中避難者への支援を含むものとする。

・広域避難時の避難元・避難先市町村間の情報連携

#### 【背景】

令和7年7月1日施行の災害対策基本法等の改正により、広域避難を円滑に行うとともに、避難先においても、被災住民に対して必要な情報を届けることが重要であることから、被災市町村と受入先市町村間の情報連携を推進し、被災住民に対する情報提供を充実させるための措置が規定された。

<新規> ※【風】P.212、【震】P.201

#### 4 避難元・避難先市町村間の情報連携

被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

・被災者援護協力団体との平時からの連携

#### 【背景】

令和7年7月1日施行の災害対策基本法等の改正により、平時から災害時に行政機関が行う被災者の援護に協力する意向があり、官民の互いの信頼の下、協力し合える団体について広く明らかにし、あらかじめ連携体制を構築しておく必要があることから、被災者援護協力団体の登録制度について規定され、登録被災者援護協力団体と平時から連携強化に努めるものとされた。

<修正> ※【風】P.90、【震】P.91

#### 2 災害時におけるボランティア活動の環境整備・連携体制の強化

県及び市町村は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアや災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制を確立するものとする。また、登録被災者援護協力団体（被災者援護に協力する団体として国（内閣府）が登録したNPO・ボランティア等）との平時からの連携強化に努めるものとする。

- ・地方公共団体による物資の備蓄状況の公表

**【背景】**

令和7年7月1日施行の災害対策基本法等の改正により、地方公共団体において、平時から必要な物資を備蓄しておくことは重要であることから、地方公共団体の長が、毎年1回、備蓄の状況を公表することが規定された。

<p>&lt;修正&gt; ※【風】P.75、【震】P.75</p> <p>(6) 市町村は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン 資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー 確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳 児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、<u>これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。</u>この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者 数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子ども、アレルギー、宗教等にも配慮するものとする。</p>
<p>&lt;修正&gt; ※【風】P.76、【震】P.76</p> <p>3 県における備蓄・調達・供給の体制</p> <p>県における備蓄・調達・供給の体制は、次による。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。</u></p>

○ **復旧・復興の迅速化<災害対策基本法等の改正>**

- ・事前復興まちづくり計画策定等による復興事前準備の推進

**【背景】**

令和7年7月1日施行の災害対策基本法等の改正により、災害復旧及び災害からの復興に必要な準備に関する事項が基本理念に位置づけられた。

<p>&lt;新規&gt; ※【風】P.2、【震】P.2</p> <p>1 周到かつ十分な災害予防</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備をするものとする。</u></p>
<p>&lt;新規&gt; ※【風】P.106、【震】P.111</p> <p>第○節 復興事前準備</p>

県（都市計画課）及び市町村は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めるものとする。

## ○ 道路啓開計画の策定・定期的な見直しの法定化<道路法等の改正>

### 【背景】

令和7年10月1日施行の道路法の改正により、災害時における道路の円滑かつ迅速な啓開のための道路啓開計画の策定が法定化された。

<修正> ※【風】P.68、【震】P.67

道路の応急復旧体制等の整備

(1)～(2) (略)

(3) 道路管理者は、自然災害発生後の道路の障害物の除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進するものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するとともに、定期的な見直しを行うものとする。

## ② その他の最近の施策の進展等を踏まえた修正

・避難所でのこども・若者の居場所の確保

### 【背景】

「災害時のこどもの居場所づくり」手引き（こども家庭庁）において、過去の災害では、地域のニーズに合わせて様々なこどもの居場所づくりが展開され、災害時のこどもの居場所が有効なこども支援の一つであることが確認された。

<修正> ※【風】P.206、【震】P.196

9 男女のニーズの違い等への配慮

市町村は、指定避難所等の運営においては、次により、男女のニーズの違い、こども・若者の居場所の確保、女性やこども等に対する性暴力・DVの防止等に配慮した運営管理を行うよう努めるものとする。

ア～コ (略)

サ キッズスペースや学習スペースを設置するよう努める。

・広域に降り積もる火山灰への対策（住民の安全確保策等）の推進

### 【背景】

首都圏における広域降灰対策検討会報告書において、富士山で大規模噴火が発生した場合の首都圏をモデルケースとして、広域降灰対策に係る考え方や留意点等がとりまとめられた。

<新規> ※【風】P.281

大規模噴火に伴う降灰は広域に影響を及ぼすことから、県、市町村、関係機関等は、住民の安全確保策など、広域に降り積もる火山灰への対策の推進に努めるものとする。対策の検討に当たっては、可能な限り降灰域内に留まって自宅等で生活を確保することを基本としつつ、状況によっては直ちに命に危険がある場合も想定して避難等の行動をとる必要があることを考慮するものとする。

## ○ 岩手県大船渡市林野火災を踏まえた見直し

- ・ 広報・啓発等を通じた林野火災の予防の強化

### 【背景】

大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書において、林野火災に係る広報・啓発の強化の必要性について提言された。

<修正> ※【風】P.432

### 1 防火意識の高揚・啓発

(1) 県(林政課)及び関東森林管理局は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることに鑑み、山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する県民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、周辺住民、ハイカーなどの入山者等に対する啓発を実施するものとする。なお、啓発に当たっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意するものとする。

(2) 県(林政課)及び関東森林管理局は、本県の置かれた自然条件等についての住民の正しい理解を得るため、林野火災に関する広報資料の作成・周知等に努めるものとする。

### 2 標識板等の設置

県(林政課)及び関東森林管理局は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、標識板、立看板の設置や防火水槽、簡易防火用水の設置の促進を図るものとする。

- ・ 地上・空中消火の連携による消火活動、車両・資機材の整備

### 【背景】

大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書において地上・空中消火の連携による消火活動、車両・資機材の整備の必要性について提言された。

<新規> ※【風】P.428

- (5) 消防機関は、林野火災を想定した消防計画や林野火災防御図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等を行い、効果的な消火活動体制を整備するものとする。
- (6) 市町村は、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進するものとする。
- (7) 市町村は、林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図るものとする。
- (8) 市町村は、水利に限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化するものとする。

### ③ 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

#### ○ 被災者支援の充実

- ・避難生活における生活環境確保に係る取組の充実化

#### 【背景】

令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）（令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ）において、実施すべき取組として提言された。

※「③令和6年能登半島地震を踏まえた修正」における【背景】は同一のため、以降の記載を省略する。

<修正> ※【風】P.205、【震】P.195

- イ 避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。
- ウ 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ避難所に救護所を設置し、又は救護班を派遣する。また、高齢者等の要配慮者に対して福祉的な支援の実施に努める。
- エ 自主防災組織やボランティア等の協力を得て、役割分担を確立し、秩序ある生活を保持する。

オ 栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努める。

カ 入浴、洗濯、トイレ等の生活に必要な水の確保に努める。

キ 快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努める。

・協定・届出避難所に係る情報の事前把握

<修正> ※【風】P.73、【震】P.73

イ 市町村は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

## ○ 保健医療福祉支援の体制・連携の強化

・保健医療福祉活動チーム間の平時からの連携体制の構築

<新規> ※【風】P.65、【震】P.62

イ 県（健康福祉課、保健福祉事務所）は、平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めるものとする。

・発災後速やかなDHEAT派遣、保健師等チームの充実・強化

<修正> ※【風】P.65、【震】P.62

(3) 災害時健康危機管理支援チーム等の整備

県（健康福祉課、医務課）は、災害時健康危機管理支援チーム（以下「DHEAT」という。）や保健師等チームの構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。

## ○ 官民連携や人材育成の推進

・避難生活支援リーダー/サポーターの育成・確保

<新規> ※【風】P.91、【震】P.92

(1) ボランティア人材の育成・確保

県及び市町村は、避難生活支援リーダー/サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。

## ○ 消防防災力の充実強化

- ・消防団と多様な主体（自主防災組織・防災士等）の連携

<修正> ※【風】P.90、【震】P.91

### (3) 自主防災組織の育成強化

県(危機管理課)及び市町村は、自主防災組織の組織率100%を目指し、次により、その育成強化を図るものとする。また、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

## ○ インフラ・ライフラインの復旧迅速化、代替性の確保

- ・上下水道一体での災害対応の実施（最優先復旧箇所の事前選定等）

<修正> ※【風】P.33、【震】P.38

(2) 水道事業者及び下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。また、発災後に迅速に復旧できるように、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるように、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。

<新規> ※【風】P.240、【震】P.230

(2) 水道事業者は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。

- ・災害用井戸・湧水等の活用による代替水源の確保

<新規> ※【風】P.33、【震】P.38

エ 市町村は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。

## ○ 被災地における学びの確保

- ・被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）による教職員等の派遣

<修正> ※【風】P.255、【震】P.247

(5) 被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）の活用

県及び市町村は、児童生徒の学びの継続のため、必要に応じて、被災地  
学び支援派遣等枠組み（D-E S T）を活用する。

## ○ 防災DXの加速

- ・新総合防災情報システム（SOBO-WE B）や新物資システム（B-P L o）  
の利活用促進、研修・訓練の実施

<修正> ※【風】P.131、【震】P.118

（2）県庁の各課は、それぞれの担当分野に関する災害情報を危機管理課、関  
係省庁その他関係機関に連絡するものとする（関係省庁への連絡は、新総  
合防災情報システム（SOBO-WE B）を活用する。）。

<修正> ※【風】P.75、【震】P.75

（4）県（危機管理課）及び市町村は、新物資システム（B-P L o）を活用  
し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や  
施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものと  
する。

- ・防災I o Tシステムによる被災状況の迅速な共有

<修正> ※【風】P.129、【震】P.116

イ 庁内各課、事務所は、それぞれの担当分野に関する情報を収集するものと  
し、必要に応じ被災地に調査のための職員を派遣するほか、無人航空機、S  
A R衛星を含む人工衛星、高所監視カメラ、消防庁映像共有システムを活用  
するなど多様な手段を講じて情報収集に当たるとともに、収集した画像情報  
について、防災I o Tシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努  
めるものとする。

- ・避難所開設時における全国共通避難所・避難場所I Dの報告

<修正> ※【風】P.204、【震】P.194

（4）市町村は、指定避難所及び福祉避難所を開設したときは、関係機関等  
による支援が円滑に行われるよう、開設の状況等とともに、指定避難所につ  
いては当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所I Dを総合防災  
情報システム等により速やかに県（行政県税事務所を經由して危機管理  
課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課）、管轄警  
察署、地元消防機関等に連絡するものとし、県（危機管理課）は、その情  
報を国（内閣府等）に共有するよう努めるものとする。

## II その他の修正

令和7年度群馬県総合防災訓練の結果を踏まえ、次のとおり修正を行う。

### ○ 帰宅困難者対策等の見直し

#### 【背景】

令和7年10月18日に実施した令和7年度群馬県総合防災訓練の結果を踏まえ、孤立化集落対策及び帰宅困難者対策を見直す。

<修正> ※【風】P.102、【震】P.104

カ 孤立化のおそれのある集落においては、ヘリコプターによる救助や物資投下のための場外離着陸場及び緊急離着陸場用地を確保しておく。

<修正> ※【震】P.106

#### 2 県及び市町村の帰宅困難者に対する取組み

##### (1) 普及啓発

県及び市町村は、企業等における一斉帰宅抑制が実効性あるものとなるように従業員等の施設内待機や一時滞在施設の確保、安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

##### (2) 一時滞在施設の確保及び提供

県及び市町村は、帰宅困難者のため、自ら所有・管理する施設等を一時滞在施設として確保するとともに、事業者団体等に一時滞在施設の提供について協力を求める。特に観光地では、季節に応じて多数の帰宅困難者が予想されることから事前に観光客用の避難施設を指定しておくよう努める。また、施設管理者との間に、開設の際に必要な情報提供や調整が可能な連絡体制を整備する。

##### (3) 備蓄物資の確保

市町村は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。県は、市町村や学校等での必要量確保が困難となった場合に備え、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努める。

##### (4) 情報提供の体制づくり

県及び市町村は、一時滞在施設、災害時帰宅支援ステーション等に関する情報、鉄道、バスの運行、道路の復旧情報などに関する情報を防災拠点における張り紙、大型ビジョン、デジタルサイネージやラジオ等の放送機関からの放送により、迅速に提供できる体制を整備する。また、家族等との安否確認のため複数の確認手段の有用性や利用方法を周知できる体制を整備する。

##### (5) 徒歩帰宅者の支援対策

県及び市町村は、企業、団体等との協定締結により、災害時帰宅支援ステーションを指定し、大量の徒歩帰宅者が安全・円滑に帰宅できるよう、幹線道路沿いに配置し、水道水・食料・トイレ・休息の場・沿道情報等の提供が行えるよう努める。

また、公共施設のほか、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間事業者にも協力を求める。

3～5 (略)